

## 2 科研費（直接経費）の効果的な活用の推進

勧告	説明図表番号
<p>科研費を含む競争的資金の直接経費は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）により、「競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費」と定義されている。</p> <p>文部科学省は、直接経費の使い勝手を向上させるため、これまで主に、研究の進捗等に合わせた柔軟な使用や、年度末や年度当初に研究が途切れることのない通年使用を可能とする方向で科研費の制度改善を行ってきた。</p> <p>文部科学省の主な取組としては、平成 15 年度に相当の事由がある場合には年度を超えた使用を可能とする繰越制度を導入したほか、18 年度には当該繰越の要件の明確化・拡大(注)を行い、その後の申請様式の簡略化等の効果もあり、繰越件数は大幅に増加している（15 年度に 24 件であったものが 23 年度には 2,677 件に増加）。</p> <p>(注) 研究に際して事前の調査及び研究方式の決定が困難な場合、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、当該計画部分に係る経費を繰り越す必要が生じた場合に繰越可能とするもの。</p> <p>また、平成 14 年度以降、実績報告書の提出時期が段階的に引き下げられ、調査時点（平成 25 年 3 月）では、5 月末日となっており、年度末まで研究費を使用することが制度上可能になっている。</p> <p>さらに、平成 23 年度に基金制度が導入され、①研究の進展に合わせた研究費の前倒し使用、②年度をまたぐ物品調達、③未使用の研究費を繰越手続なく次年度に使用することが可能となったほか、25 年度からは調整金制度の導入(注)等が行われている。</p> <p>(注) 平成 25 年度から、科学研究費補助金に「調整金」の枠が設けられ、繰越制度の要件に合致しない場合や繰越申請期限以降に繰越事由が発生した場合において次年度使用や前倒し使用が可能となった。</p> <p>今回、当省が、61 大学における、①平成 23 年度を研究期間最終年度とする 576 研究課題に係る配分経費の執行状況及び②科研費の効果的な活用促進のための基金制度等の運用状況について調査した結果、次のとおり、研究期間最終年度終盤に高額な物品等を購入しているものや研究期間を通じ年度を越えた柔軟な研究費の使用が可能である基金制度等の効果が必ずしも十分に確保されていない状況がみられた。</p>	<p>図表Ⅱ-2-①</p> <p>図表Ⅱ-2-②</p>
<p>(1) 調査対象研究課題における直接経費の執行状況</p> <p>ア 全額執行、繰越、返還等の状況</p> <p>576 研究課題に係る平成 23 年度の直接経費配分額（研究代表者分）</p>	<p>図表Ⅱ-2-③</p>

<p>は、25 億 1,700 万円となっていた。このうち、全額執行している課題が 544 課題 (94.4%) 24 億 2,513 万円 (96.3%)、繰越要件に該当し配分機関に返納されているものが 18 課題 (3.1%) 8,438 万円 (3.4%) となっており、執行残額が生じ不要なものとして配分機関に返還されているものは、わずか 13 課題 (2.3%) 635 万円 (0.3%) に過ぎなかった。</p>	
<p><b>イ 年度末の物品購入に係る執行状況</b></p> <p>576 研究課題に係る平成 23 年度の支払金額 25 億 1,700 万円のうち、賃金・謝金や業務委託費等を除いた物品購入費は支払件数 2 万 4,345 件、支払金額 13 億 390 万円であった。このうち、平成 24 年 3 月以降に購入物品の代金が支払われているものは 4,252 件 (年間支払件数の 17.5%) 3 億 703 万円 (年間支払金額の 23.5%) となっており、支払件数及び支払金額ともおおむね 2 割が年度末に執行されている状況がみられた。</p> <p>また、61 大学について、年度末の執行割合別にみると、物品購入に係る年間の支払件数に占める 3 月以降の支払件数の割合が、①40%以上となっているものが 3 大学、②30%以上 40%未満となっているものが 4 大学となっていた。同様に支払金額の割合についてみると、①50%以上となっているものが 1 大学、②40%以上 50%未満となっているものが 5 大学、③30%以上 40%未満となっているものが 8 大学となっていた。</p> <p>このような年間支払件数に占める 3 月以降の執行割合が 3 割を超える 7 大学 (11.5%) や年間支払金額に占める 3 月以降の執行割合が 3 割を超える 14 大学 (22.9%) については、年度末の執行割合が高いものと考えられる。</p>	<p>図表Ⅱ-2-④</p> <p>図表Ⅱ-2-⑤</p>
<p><b>ウ 研究期間最終年度終盤において高額な物品を購入している例</b></p> <p>配分された研究費を全額執行している 544 研究課題について研究期間最終年度 (平成 23 年度) 終盤における物品の購入状況をみると、①年度末に高額な研究機器を購入している例、②年度末に高額な汎用パソコンを購入している例など、2 月から 3 月に高額な研究機器等を購入しているものがあった (4 大学 4 事例)。</p> <p>このように、年度末に高額な物品を購入する理由としては、①研究期間終了後も継続して行う研究のために必要であることや、②研究期間終了後の実績報告書の取りまとめ及び提出まで実験等を続けることを認めている大学では、研究期間最終年度の翌年度当初以降も実験等を実施することを見込んで、当該最終年度末に物品を購入していることが挙げられる。</p>	<p>事例表Ⅱ-2-①</p>

<p>また、61 大学の中には、科研費で端数を支払う場合の手続を具体的に教示するなど無理な使い切りを推奨するような取決めを行っているものがみられた（3 大学）。</p> <p>一方、研究期間最終年になってからの物品購入については、研究期間終了までにどのような成果が見込めるかについての上申書を提出させている大学（1 大学）もみられた。</p>	<p>事例表Ⅱ-2-②</p> <p>事例表Ⅱ-2-③</p>
<p><b>エ 研究費残額の返還に係る文部科学省等の対応等</b></p> <p>文部科学省及び学術振興会は、ホームページ上で公開している「科研費FAQ」において、研究が終了した時点で研究費に残額がある場合の措置として、「当初予定した研究を完了しても研究費に残額が生じた場合には、無理に使うのではなく返還していただいて構いません。残額が生じたことで、以後の科研費の審査において不利益が生じるようなことは一切ありません。返還については、額の確定後に手続きを行っていただきます。」と記載している程度で、研究機関使用ルール、研究者使用ルールなどにおいて、残額の無理な使用の防止、返還が不利益とならない旨の案内は明示されていない。</p> <p>61 大学における研究費の執行管理状況をみると、一般的に予算の計画的かつ早期の執行や繰越制度の活用を呼びかけることはしているものの、返還を促すことまでは行っていなかった。</p> <p>また、576 研究課題中、繰越返納を行っているものは 18 課題（8,438 万円）で、執行残額の返還を行っているのは 13 課題（635 万円）にとどまっていた。</p> <p>61 大学の中には、返還を促していない理由について、①以前は文部科学省等配分機関が全額執行を推奨しており、現在も特に返還を推奨している訳ではないと考えられること、②研究者の中には、返還した場合には、その後の研究課題の採択等に悪影響が及ぶことを懸念する向きがあることなどを挙げているものがみられる。</p> <p>しかし、返還手続は容易で文部科学省等からのペナルティもない旨研究者に案内し、返還を促しているものが少なくとも 3 大学あり、うち 1 大学では、平成 23 年度に採択された科研費の 64 研究課題中 11 課題において、総額 24 万 9,870 円の研究費の残額を返還していた。このことから、返還に対する研究機関や研究者の不安を払しょくすることが必要であると考えられる。</p>	<p>事例表Ⅱ-2-③</p> <p>（再掲）</p> <p>事例表Ⅱ-2-④</p>
<p><b>(2) 大学における基金制度の効果的な使用の確保</b></p> <p><b>ア 基金制度の導入</b></p> <p>単年度会計主義の下での公的研究費制度は、必ずしも研究の進展に応じた臨機応変な使用に適合しておらず、年度末に使い切れなかった</p>	

研究費が「預け金」となるなど、不正使用の背景となっていた。

文部科学省は、年度の制約なしに研究の進展に合わせて複数年度にわたって使用できる科研費制度を実現するため、平成23年4月に、国から学術振興会に複数年度分の資金を一括して補助することができるよう、学術振興会に「学術研究助成基金」を創設した。

これにより、当該基金に係る研究課題については、①研究の進展に合わせた研究費の前倒し使用、②年度をまたぐ物品調達、③未使用の研究費を繰越手続なく次年度に使用することが可能となった。

平成23年度から順次各種種目の基金化が進められ、24年度時点で、基金化（一部基金化含む）対象種目は新規採択課題数の約8割を占めている（配分額では約7割）。

### イ 基金の使用可能期間等

研究機関使用ルールによると、基金の支出の期限については、補助事業に係る物品の納品、役務の提供等を補助事業期間内に終了し、これに係る支出を実績報告書の提出期限までに行うこととされており、年度をまたいだ物品調達等、研究期間内であれば年度の枠を超えた使用が可能となっている。これについて、文部科学省はホームページ上で、「科研費の基金化に対応し、単年度の補助金とは異なる柔軟な対応をするために研究機関が行った改善の例」として、「年度をまたいだ物品購入などを可能とするため、補助金では3月上旬に設定している物品発注の期限を基金についてはなくした。」、「年度をまたいだ物品購入などを可能とするため、補助金では3月上旬納品等完了を目安としている物品発注の期限を基金についてはなくした。」等の取組を公表している。

しかし、61大学における基金化された種目の物品購入に関する経費使用可能期間（支出の際の発注期限、納入期限等）の設定状況についてみたところ、基金化された種目の経費の使用について、依然として、原則として補助金と同様に年度単位で期限等が設定されており（研究期間最終年度を除く。）、物品購入が通年可能となっている研究機関に比べて、基金制度の効果を十分に生かすにくいものが6大学（注）あった。

（注） なお、上記6大学においては、期限後の経費の支出についてはそれぞれ個別の対応がなされている。

これら6大学の具体の使用期限（注）についてみると、年度内の発注期限（物品購入の手続期限や調達依頼期限を含む。）を設定している大学は5大学あり、このうち期限の早いものとして、備品の発注期限を原則10月末としているものが1大学あった。

図表Ⅱ-2-⑥

事例表Ⅱ-2-⑤

<p>一方、物品の納入期限のみ設定している1大学については、5万円以上の用品・備品の納入期限が12月下旬、その他の物品の納入期限が3月上旬となっていた。</p> <p>(注) 学内で複数の期限を定めている場合には、そのうち最も早いものを計上した。</p> <p>また、これら6大学のうち3大学(注)については、学内のルール上は、物品の納入期限が原則として年度内に設定されているために、年度をまたいだ物品納入がしにくい環境になっていた。</p> <p>(注) 上記3大学については、消耗品等については年度をまたいだ納品を認めているが、備品についてのみ認めていない場合も含む。</p> <p>なお、当省が、平成23年度以降に基金化された種目について科研費の配分を受けている61大学85人の研究者から、科研費の制度や研究機関における運用状況についての意見や要望を聴取したところ、経費使用可能期間や研究費の返還について次のような意見が聴かれた。</p> <p>① 自分の所属する大学では備品の発注期限が早い。2月から3月は研究しやすい時期なので、研究費を使用することがある。研究に単年度主義はあり得ない。</p> <p>なお、残額が生じて補助金を返還した場合は申請した補助金が不要だったと思われるのではないかと、また、返還手続にどれだけ時間がかかるか心配である。(私立大学教授)</p> <p>② 研究者の中には、依然として年度末に予算を余らせることが、次回の科研費の申請時に不利な評価につながると考える者もいるため、研究費を年度末に余らせることは一切マイナス評価にならないことを周知すべきである。(国立大学教授)</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>文部科学省は、科研費の効果的かつ計画的な執行を確保し、無駄な使用を防止する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 研究費を返還することにより、以後の科研費の審査において不利益が生じないことについて、研究機関使用ルール、研究者使用ルールなどに明記すること。その上で、研究機関に対し、繰越制度や調整金制度を活用しつつ、研究費が計画的に執行されるよう管理を徹底させること。</p> <p>また、研究機関に対し、上記の制度を活用してもなお研究期間終了の一定程度前の時点において研究費に残額が生じる余地があるとみられる場合は、その後の研究者の発注申請の適切性について事務局が厳正に判断するなど事務局がその責任の下で研究費を厳格に管理する体制において、無駄に使い切ることなく、配分機関に返還することを徹底させること。</p>	<p>図表Ⅱ-2-⑥ (再掲)</p>
---	-------------------------

<p>② 基金化された科研費については、研究機関において、年度ごとに使用期間を設定したり、年度をまたいだ科研費の使用を不可とするなどの取扱いが行われないよう、基金化の導入の趣旨にのっとり運用の徹底を図ること。</p>	
--	--

図表Ⅱ-2-① 科研費の使い勝手向上のための文部科学省の主な取組

実施年度	取組内容
H11年度以前	・交付内定時（4月）から研究遂行が可能
11年度	・外国出張等の経費の使用制限を大幅に緩和
13年度	・研究機関が研究支援者を雇用することを実現 ・研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、間接経費を措置
14年度	・研究支援者の年度末雇用を可能とするため、補助金の実績報告書の提出期限を、4月上旬から下旬に延期（注）
15年度	・繰越明許費として登録し、年度間繰越を実現 ・育児休業に伴い科学研究費補助金による研究を中断する女性研究者を支援するため、1年間の中断の後に研究の再開を可能とする弾力的運用を実現
16年度	・費目の大括り化により、費目間流用の可能な枠を拡大
18年度	・科研費の繰越について、幅広い適用が図られるよう取扱を明確化。これにより、18年度以降、繰越件数が増加
20年度	・交付決定者の承認なしに自由に変更できる費目間流用の割合について、交付された直接経費総額の30%から50%に変更 ・直接経費で他の用途にも使用する1つのまとまった購入単位の消耗品等を購入する場合、科研費で用いる数量と他の経費で用いる数量を区分できる場合は、合算使用が可能になるなど、運用の緩和 ・直接経費に他の経費（委託事業費、私立大学等経常費補助金、他の科学研究費補助金及び間接経費など、当該経費の使途に制限のある経費を除く。）を加えて、補助事業に使用する場合は合算使用が可能
23年度	日本学術振興会に「学術研究助成基金」を創設し、①研究の進展に合わせた研究費の前倒し使用、②年度をまたぐ物品調達、③未使用の研究費を繰越手続なく、次年度に使用が可能
25年度	科学研究費補助金に「調整金」の枠が設けられ、繰越制度の要件に合致しない場合や繰越申請期限以降に繰越事由が発生した場合などの次年度使用や前倒し使用が可能

(注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

2 実績報告書の提出期限は、調査時（平成25年3月）には5月末日となっている。

図表Ⅱ-2-② 繰越件数の推移（平成15年度～23年度）

年度	平成15	16	17	18	19	20	21	22	23
件数	24	10	55	641	1,297	1,312	1,953	2,379	2,677

(注) 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

図表Ⅱ-2-③ 調査対象研究課題における使い切り、繰越、返還等の実績（課題、金額）

（単位：課題数、％）

研究課題数	平成23年度配分額	23年度の研究費執行状況別課題数及び金額							
		使い切り（執行残額なし）		繰越返納		返還		その他（異動）	
		課題数	執行済額	課題数	返納額	課題数	返還額	課題数	送金額
576	25億1,699万8,355円	544 (94.4)	24億2,512万5,341円 (96.3)	18 (3.1)	8,438万4,432円 (3.4)	13 (2.3)	634万8,242円 (0.3)	1 (0.2)	114万340円 (0)

- （注） 1 当省の調査結果による。  
 2 平成23年度配分額は、当該課題の研究代表者のみに対する配分額であり、研究分担者への配分額は除外した。  
 3 件数欄の（ ）内は調査対象課題数に対する割合、執行済額等金額欄の（ ）内は平成23年度配分額に対する割合である。

図表Ⅱ-2-④ 調査対象研究課題における研究期間最終年度の物品購入経費の執行状況（平成23年度）

研究課題数	年間支払件数		年間支払金額	
		うち、3月以降支払分（%）		うち、3月以降支払分（%）
576 課題	2万4,345 件	4,252 件(17.5)	13億390万8,573 円	3億703万2,872 円(23.5)

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-2-⑤ 研究期間最終年度の年度末（3月以降）の経費支払割合別の大学数

(単位：校、%)

区分	支払件数ベース		支払金額ベース	
	大学名	大学数	大学名	大学数
50%以上		0	高知大学	1(1.6)
40%以上 50%未満	金沢医科大学、川崎医科大学、愛知工業大学	3(4.9)	金沢医科大学、東北工業大学、愛知工業大学、金沢大学、東北大学	5(8.2)
30%以上 40%未満	九州大学、北海道医療大学、明治大学、高知大学	4(6.6)	愛知医科大学、川崎医科大学、北海道医療大学、中部大学、徳島大学、九州大学、名古屋市立大学、下関市立大学	8(13.1)
20%以上 30%未満	中部大学、愛知医科大学、金沢大学、東北工業大学、都留文科大学、奈良先端科学技術大学院大学、酪農学園大学、東北大学、徳島大学、名古屋市立大学、福岡大学、千葉工業大学、佐賀大学、上智大学、大阪大学、旭川医科大学、和歌山県立医科大学、久留米大学、鳥取大学、下関市立大学	20(32.8)	鳥取大学、広島大学、関西大学、大阪大学、名古屋大学、岡山理科大学、横浜市立大学、岐阜大学、佐賀大学、和歌山県立医科大学、酪農学園大学、九州工業大学、久留米大学、高知工科大学、奈良先端科学技術大学院大学、旭川医科大学、山形大学、上智大学、福岡大学、千葉工業大学	20(32.8)
10%以上 20%未満	関西学院大学、北海道工業大学、岐阜大学、名古屋大学、横浜市立大学、山形大学、愛媛大学、京都薬科大学、徳島文理大学、広島国際大学、法政大学、九州歯科大学、東京学芸大学、東北薬科大学、九州工業大学、玉川大学、関西大学、岩手大学、兵庫医科大学、岡山理科大学、高知工科大学、広島大学、京都大学、北海道大学、東京大学	25(41.0)	都留文科大学、岡山大学、明治大学、玉川大学、札幌医科大学、香川大学、岩手大学、北海道工業大学、九州歯科大学、兵庫医科大学、徳島文理大学、室蘭工業大学、愛媛大学、東京学芸大学、京都大学、広島国際大学、北海道大学、東北薬科大学、昭和薬科大学	19(31.1)
10%未満	福島県立医科大学、岩手医科大学、香川大学、室蘭工業大学、札幌医科大学、昭和薬科大学、東京農工大学、岡山大学、愛知学院大学	9(14.8)	京都薬科大学、法政大学、関西学院大学、東京大学、岩手医科大学、福島県立医科大学、東京農工大学、愛知学院大学	8(13.1)
合計		61(100)		61(100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、調査した576研究課題の研究期間最終年度となる平成23年度の直接経費配分額（研究代表者に係る物品購入費）について、平成24年3月以降に支払われているものを分析したものである。

3 網掛け部分は、執行割合が3割を超える機関数である。

4 四捨五入の関係で合計が100にならないことがある。

5 大学数欄の括弧内は61大学に対する割合である。

図表Ⅱ-2-⑥ 基金の物品購入について最終年度を除く各年度の3月末より前に期限を設定している6大学

大学名	物品購入の期限（原則）	年度をまたいだ 物品調達
金沢医科大学	発注期限：3月9日 納入期限：3月末	学内ルール原則では、年度をまたいだ納品不可
愛知学院大学	【備品】 申請書提出期限：1月末 【消耗品】 期限なし	年度をまたいだ支払・納品可
中部大学	【備品】 調達依頼期限：12月24日 納品・支払期限：3月末 【消耗品】 発注期限：3月1日 納品・支払期限：3月末	年度をまたいだ支払・納品可
兵庫医科大学	【備品・用品】 発注期限：10月末 納品期限：3月末 【消耗品】 期限なし	学内ルール原則では、備品・用品につき、年度をまたいだ納品不可
広島国際大学	稟議受付期限：2月下旬	年度をまたいだ支払・納品可
福岡大学	【5万円以上の備品】 納入期限：12月25日 【その他の物品】 納入期限：3月5日	学内ルール原則では、備品につき、年度をまたいだ納品不可

(注) 1 当省の調査結果による。

2 上記の期限は各大学の学内ルール原則であり、各大学において、期限経過後の物品購入については、個別の対応がなされている。

事例表Ⅱ-2-① 研究期間最終年度終盤で高額物品を購入している例

大学名	採択件数	交付金額
広島大学	1,010 件	2,158,885 千円

(事例1) 年度末に高額な研究機器を購入している例

研究期間最終年度となる平成23年度の年度末の研究費執行状況をみると、次表のとおり、抽出した10研究課題のうち、1研究課題において、平成24年3月26日又は29日に高額な研究機器（ダブルプランジャーポンプ、ダイヤフラム式薬注定量ポンプ）や汎用パソコン（計3点で72万円強）が納品されている。

表 年度末に購入された高額な研究機器の例 (単位：円)

区分	発注年月日	納品年月日	購入価格
ダイヤフラム式薬注定量ポンプ	— (研究者発注)	H24.3.29	152,775
(立替払)パソコン	— (研究者発注)	H24.3.26	89,300
ダブルプランジャーポンプ	H24.3.12	H24.3.26	480,000

(注) 当省の調査結果による。

広島大学では、「科学研究費補助金 知っ得!! 執行ハンドブック 平成22年3月」において、「科研費の執行は、期間内に納品や出張の事実があればよいものではなく、その課題のために、期間内に使用されなければなりません」、「成果報告のために必要という理由も、実績報告書作成後は成り立たちません。実績報告書は一般的に3月に作成されることを考慮すると、3月の納品や出張は疑問」との認識を学内研究者に周知しているが、十分に浸透していない状況となっている。

大学名	採択件数	交付金額
東京大学	3,485 件	18,112,288 千円

(事例2) 年度末に高額な研究機器を購入している例

調査した研究課題(真菌細胞壁やグルカン生合成機構に関するもの)では、次表のとおり、研究期間最終年度の平成23年度末(平成24年2月10日に発注し同年3月29日に納品)に細胞培養装置である、振盪機用チャンバー一式を508,751円で購入している。

表 振盪機用チャンバー一式の価格内訳 (単位:円)

摘 要	金 額
FMC-100 振盪機用チャンバー 4-50℃	385,000
MMS-100 マルチシェーカー	133,000
MMS BASE-S マルチ振盪台	14,300
CRAMP500 フラスコホルダー 500ml 用	7,600
MMS SHEET-S フィットシート	6,600
値引	▲81,975
搬入据付費	20,000
消費税	24,226
合計額	508,751

(注) 当省の調査結果による。

本事案について、東京大学農学系事務部経理課は、次のとおり説明している。

「平成24年3月末に研究室が移動(2号館地階→B棟2階)することになり、研究課題で培養したものを死滅させないため急ぎよ同年2月に振盪機用チャンバー一式を発注した。当該物品の納入予定日及び実際の納品日は平成24年3月29日であるが、当該研究課題で培養したものを維持するための物品であり、平成23年度の科研費で購入したことに問題はない。」

また、同大学は、当該物品の納品が平成24年3月29日で23年度内の稼働が3日程度であったことについて、同年度の研究活動(培養した酵母菌の適切な管理保管)に必要なであったとし、24年度以降も引き続き研究を続けるために購入したとしている。

大学名	採択件数	交付金額
東北大学	2,348 件	8,680,894 千円

(事例3) 年度末に高額な汎用パソコンを購入している例

抽出 10 研究課題について、研究期間最終年度となる平成 23 年度の年度末の研究費執行状況をみると、1 課題において、次表のとおり、平成 24 年 2 月ないし 3 月にパソコンを発注し、同年 3 月中旬以降に納品されている例がある。

表 年度末に購入された高額な研究機器の例 (単位：円)

区分	発注年月日	納品年月日	購入価格
デスクトップパソコン (DELL デスクトップパソコン Precision T3500)	H24. 3. 8	H24. 3. 15	243,421
ノートパソコン (Apple ノートパソコン MacBookAir)	H24. 2. 28	H24. 3. 19	142,400

(注) 当省の調査結果による。

このことについて、東北大学では、次のとおり説明している。

(デスクトップパソコンについて)

迫真性と臨場感の脳内基盤を追求する実験を行っていたが、fMRI データの SPM 解析を迅速に行うために、既存の PC ではスペックが不十分であり、処理に時間がかかり、いくつか分析結果が正しく表示されないことが明らかとなった。そこで本機材を購入し、研究期間内で実施した実験データの解析を行った。得られた研究成果は、2012 年 7 月に第 14 回日本ヒト脳機能マッピング学会(札幌)で、『fMRI を用いた迫真性及び臨場感評定時の脳活動部位の検討』として学会発表がなされた。

(ノートパソコンについて)

迫真性と臨場感の脳内処理過程を明らかにすべく fMRI を行っていたが、使用した刺激の臨場感や迫真性評定値について、学会発表に向けて、fMRI の実験を受けた参加者自身の評定値をもとめ、信頼性をより高める必要性がでてきた。そこで急遽、本機材を移動形態で使用し、実験参加者を追跡調査して使用した刺激を fMRI 内の画角と同じ大きさで提示し、臨場感や迫真性評定を実施した。得られた研究成果は、2012 年 7 月に第 14 回日本ヒト脳機能マッピング学会(札幌)で、『fMRI を用いた迫真性及び臨場感評定時の脳活動部位の検討』として学会発表がなされた。

しかし、同研究課題では、直近(平成 24 年 2 月 24 日付けの支払)においても、デスクトップパソコン(195,930 円)とノートパソコン(420,220 円)を購入していることから、仮に既存のパソコンがスペック不足であったとするならば、迅速かつ高精度の実験が可能となる性能を有したパソコンを当初から計画的に購入すべきであったものと考えられる。

大学名	採択件数	交付金額
愛知工業大学	38 件	56,200 千円
<p>(事例4) 年度末に高額な汎用パソコンを購入している例</p> <p>同一研究者が取り組んだ2研究課題(研究期間:平成21年~23年度)において、平成24年3月19日に、パソコンを各研究課題で1台計2台(Dell Optiplex 390-12万9,722円、Dell Precision T1600-24万9,226円)を購入している例がみられた。</p> <p>このことについて、同大学では、従来から整備されているパソコンでも研究成果が出たが、予算的に購入可能であったことからデータ整理をより迅速に行えるようパソコンを年度末に購入したとしている。</p> <p>しかし、パソコンを用いたデータ整理は研究の段階ごとに行われているはずであり、仮に当該パソコンのスペックが研究成果を得る上で必要であれば、計画的に早い段階で購入すべきであったと考えられる。</p>		

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料(平成24年3月16日)による。  
なお、交付金額には、間接経費は含まない。



事例表Ⅱ-2-③ 科研費の年度末執行の妥当性について確認している大学の例

大学名	採択件数	交付金額
福岡大学	187 件	275,570 千円
<p>(事例) 年度末に科研費で物品購入する際にその妥当性について確認している例</p> <p>福岡大学では、設備備品（5万円以上の機械器具、什器備品）の納入期限については、原則として12月下旬までとしており、期限までに納入できない場合は、事前に研究推進課に相談の上、納入が遅れた理由及び購入することで3月までの研究遂行上どのような成果が期待できるのかを記載した理由書の提出を求めている。</p>		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料（平成24年3月16日）による。  
 なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-2-④ 執行残額の返還を推奨している大学の例

大学名	採択件数	交付金額
奈良先端科学技術大学院大学	215 件	909,810 千円
<p>(事例1)</p> <p>奈良先端科学技術大学院大学は、返納手続は容易であるとして、学内向けに作成した科研費Q&amp;Aにおいて、①事前に補助金事業係に未使用額を連絡するだけで、特に書類の提出は必要ないこと、②未使用額が発生することで研究代表者に何らかのペナルティがあるようなことは一切ないことを明示している。また、毎年、12月から定期的に予算の執行状況を案内しており、質問があれば執行残が発生しても構わないことを伝えているとしている。</p> <p>同大学では、科研費の「使い切り」について、次のような見解を有している。</p> <p>全体的に研究者は競争で交付を受けたものという意識があり、余すところなく効果的に使いたいと思っているのではないか。また、競争的資金であるために、配分機関等におけるペナルティに関し、大学事務局において影響はないと説明しても信用してもらえないこともあり、配分機関において何らかのアナウンスは必要と思われる。</p>		
大学名	採択件数	交付金額
愛知医科大学	58 件	81,200 千円
<p>(事例2)</p> <p>愛知医科大学は、研究者に「研究費の残額は配分機関に返還すべき」「手続きは簡便で、(補助金の減額配分など)返還による今後の不利益取扱は一切ない」ことを説明して、返還を促している。</p> <p>こうしたこともあり、同大学では、平成23年度に採択された科研費の64課題中11課題において、総額24万9,870円の研究費の残額を返還している。</p> <p>なお、大学事務局では、研究費残額の返還が一般に普及しない理由として、研究者の間で「研究費は年度末に使い切るもの」との意識が根強いことと、返還手続が複雑で手間がかかるとの誤解が蔓延していることなどが考えられるとしている。</p>		
大学名	採択件数	交付金額
大阪大学	2,424 件	9,124,223 千円
<p>(事例3)</p> <p>大阪大学は、ホームページ上の「科研費FAQ(よくある質問と回答)」において、次のとおり、科研費の残額の返還を促している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>Q 共通-9 翌年度に継続の内約を受けている場合、当該年度の残金で翌年度に使用する備品や消耗品を購入することは可能ですか。</p> <p>&lt;補助金分&gt;</p> <p>翌年度に補助事業(研究)の継続が確約されている場合であっても、翌年度に使用するものの購入及びその支払いはできません。科研費に残額が生じた場合には、不必要な経費の支出を行わず、国庫に返還するようにしてください。</p> </div>		

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料(平成24年3月16日)による。  
 なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-2-⑤ 備品の発注・納品期限を原則として年内にしている大学の例

大学名	採択件数	交付金額
兵庫医科大学	122 件	210,050 千円
<p>(事例 1)</p> <p>兵庫医科大学では、平成 24 年度版「兵庫医科大学 科研費・厚労科学研究費補助金取扱要領」において、基金についても補助金と同様に、備品・用品の発注期限を原則 10 月末まで、納入期限を原則 3 月末までとしている。</p> <p>同大学は、備品・用品の中には納入までに時間を要するものがあるため、年度内に納入できるようあらかじめ余裕を持った期限を設定したとしており、実際には、12 月末までに発注する場合には、研究者に口頭で注意喚起した上で発注を認めており、1 月中に発注する場合は「備品購入理由書」を研究者から徴収・決裁した上で発注を認めているとしている。</p> <p>しかし、一方で同大学は、基金分について期限を設けなくすることに特段の支障はないとしており、1 月以降の発注については、「備品購入理由書」の提出や決裁手続が必要となるため、研究者にとってはその分の時間や手間が生じていることと、2 月以降の発注が可能であるか否かについてはマニュアル等からは明らかではないことから、基金化導入の趣旨に鑑みると、備品に関する期限の撤廃等、より柔軟な対応が必要であると考えられる。</p>		
大学名	採択件数	交付金額
福岡大学	187 件	275,570 千円
<p>(事例 2)</p> <p>福岡大学では、平成 24 年度科研費執行マニュアルの中で、補助金、基金の別なく、5 万円以上の設備備品については原則 12 月 25 日までに納品を完了することとされており、期限までに納品できる見込みがない場合には、事前に研究推進課に対し理由書を提出することによって購入が認められる場合があるが、特に 3 月中の発注・納品は他部署（用度課）の決算業務にも影響を与えるため、極力避けてほしい旨記載されている。</p> <p>研究推進課は、3 月の納品を避けるよう研究者に依頼しているのは、用度課における資産の登録業務や資産税の確定手続が年度末に集中することを緩和するためであり、基金の場合には 4 月に納品するよう研究者に依頼しているとしている。しかし、備品の納品期限が補助金、基金ともに原則として年内とされていると、研究者にとって基金化によるメリット感が薄まるため、基金については納品期限を撤廃し、3 月の納品を避けるよう研究者に周知するなど、より柔軟な対応をすべきであると考えられる。</p> <p>なお、同マニュアルにおいては、補助金・基金の別なく、科研費は原則年度末までに全額を執行するよう研究者に対して周知しており、本来、柔軟に次年度使用できるはずの基金について、研究者に誤解やちゅうちょを生じさせる可能性のある記述となっている（事例表Ⅱ-2-③参照）。</p>		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料（平成 24 年 3 月 16 日）による。

なお、交付金額には、間接経費は含まない。